

# 物品売却契約約款

(総則)

第1条 売渡人は別紙の仕様書に基づき、標記の物件を標記の契約金額をもって買受人に売却し、買受人はこれを買受けるものとする。

(物件の種類、品質又は数量に関する担保責任の免除)

第2条 買受人は、物件の引渡後において、物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、売渡人に対して異議を申し立て、又は契約金額の減額その他の請求をすることができないものとする。

(引渡に要する費用)

第3条 買受人は、売却物件の引渡に要する経費を負担するものとする。

(契約金額の支払い及び所有権の移転)

第4条 買受人は、契約後すみやかに契約金額を支払うものとし、支払後当該目的物の所有権が売渡人から買受人に移転するものとする。

(協議による契約の変更)

第5条 売渡人及び買受人は、必要があるときは、双方で協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行の中止をすることができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 買受人は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 買受人はこの契約の履行を第三者に委任してはならない。

(秘密保持)

第7条 買受人は、この契約により、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売渡人の解除権)

第8条 買受人が次の各号の1に該当するときは、売渡人は契約を解除することができるものとする。

- (1) 期限又は期間に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたととき。
- (2) 契約解除の申し出があったとき。
- (3) 国分寺市契約事務規則第3条の規定に該当するとき。
- (4) 前各号のほか契約者又はその代理人が本契約事項及び本契約約款に違反したとき。

(疑義の決定)

第9条 売渡人・買受人双方は、前各条に定めるもののほか、国分寺市契約事務規則その他関係条例規則の定めるところに従うものとし、なお、疑義のあるときは、売渡人・買受人協議のうえ定めるものとする。

(令和2年4月1日適用)